

令和6年1月9日

保護者 様

富士見町立富士見中学校長 丸山 博

性の多様性に配慮した「学校生活のきまり」の改正について（通知）

新春の候、皆様方におかれましてはますますご清祥のことと拝察致します。また、日頃より本校の教育活動に際しましては、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本校では気持ちよく集団生活を送ることができるようにするために「学校生活のきまり」を制定しています。しかし、学校統合後14年が経ち、きまりの内容が多様化の時代と合わない部分が出てきました。そこで、まずは既存のアイテムを生徒自らが選択できる範囲を広げるため、きまりを下記のとおり改正します。

本校では引き続き生徒が安心して通うことができる学校づくりに努めます。保護者の皆様におかれましては、ご理解ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 実施時期 令和5年度3学期より

2 実施内容

裏面 **改正後** のとおり、男子服、女子服という区別を撤廃し、個人の考える性に合わせて選択できるようにします。

3 留意事項

(1) このことにつきまして、以下の際に生徒及び保護者に説明を行います。

- ・ 1月9日（火）3学期始業式
- ・ 1月25日（木）PTA理事会
- ・ 1月26日（金）児童体験入学
- ・ 2月13日（火）新入生保護者説明会
- ・ 2月16日（金）PTA総会

(2) 今回の改正はあくまでLGBTQの生徒の心理的安全性を確保するためのものです。本校でもまず教職員がLGBTQについての研修を行った上できまりの改正を行いました。性の多様性を尊重した上で生徒への指導を行い、生徒自身が主体的に、そして適切に制服を選択できるようにしていきます。

(3) 今後も、生徒、保護者、地域、制服等の納入業者及び販売店とも連携しながら、必要な箇所において改正をすすめていく予定です。

富士見町立富士見中学校
担当：下平 浩之（教頭）
TEL 62-2009

現行（生徒手帳P26～28）

3 服装について

○日常生活における服装は、本校所定の制服を次の通り着用する。なお、着用期間は下記を原則とする。

冬期 10月1日～5月31日（気候により延長あり）

夏期 6月1日～9月30日

男子服…学校指定のブレザー、Yシャツ、ズボンとする。Yシャツは白とする。

夏期 Yシャツ、ズボン。ネクタイは着けない。

冬期 ブレザー、Yシャツ、ズボン、ネクタイ。

女子服…学校指定のブレザー、Yシャツ、スカート・スラックスとする。Yシャツは白とする。

夏期 Yシャツ、スカート。リボンは着けない。スラックスの着用可。

冬期 ブレザー、Yシャツ、スカート・スラックス、リボン。11月～2月はスラックスを着用する。

女子のソックスについては、スカートの着用の際には、黒または濃紺のタイツやハイソックスをはくように心がけること。

- ・制服は、極端に丈を短くしたり、長くしたり、改造して着用しないこと。
- ・制服のネクタイ・リボンについては、冬期間は常時着用を基本とする。
- ・スカートの丈は膝丈とする。膝丈とは膝頭がスカートの裾で隠れることを示す。
- ・校内生活では名札を着用すること。
- ・防寒着は、派手でないものとする。
- ・体調により、校舎内で防寒着を着用する場合は、学級担任及び教科担任の許可を得て着用すること。
- ・上履きは学校指定の運動靴とし、体育時の下履きは運動靴とする。登下校時も運動靴を原則とする。指定上履きの色は各学年色とする。
- ・体育、技術家庭科、その他特別に指示のあった授業や活動以外は制服を着用する。
- ・男子の靴下や、女子のスラックス時の靴下は、派手でないものとする。（黒・紺・白・灰色が望ましい。）

改正後

3 服装について

○日常生活における服装は、本校所定の制服を次の通り着用する。なお、着用期間は下記を原則とする。

冬期 10月1日～5月31日（気候により延長あり）

夏期 6月1日～9月30日

学校指定のブレザー、Yシャツ、スラックスまたはスカートとする。Yシャツは白とする。

夏期 Yシャツ、スラックスまたはスカート。ネクタイまたはリボンは着けない。

冬期 ブレザー、Yシャツ、スラックスまたはスカート、ネクタイまたはリボン。11月～2月はスラックスを着用する。

スカートの着用の際には、黒または濃紺のタイツやハイソックスをはくように心がけること。

- ・制服は、極端に丈を短くしたり、長くしたり、改造して着用しないこと。
- ・制服のネクタイ・リボンについては、冬期間は常時着用を基本とする。
- ・スカートの丈は膝丈とする。膝丈とは膝頭がスカートの裾で隠れることを示す。
- ・校内生活では名札を着用すること。
- ・防寒着は、派手でないものとする。
- ・体調により、校舎内で防寒着を着用する場合は、学級担任及び教科担任の許可を得て着用すること。
- ・上履きは学校指定の運動靴とし、体育時の下履きは運動靴とする。登下校時も運動靴を原則とする。指定上履きの色は各学年色とする。
- ・保健体育、技術・家庭、その他特別に指示のあった授業や活動以外は制服を着用する。
- ・靴下は、派手でないものとする。（黒・紺・白・灰色が望ましい。）